

これなら書けるかも！  
愛する家族へのメッセージ

【主催】司法書士法人ファミリア(愛知)・すばる会計事務所(東京)【後援】台東川柳連盟

# 相続川柳

～川柳で綴るエンディングノート～

## 大募集!

年間大賞  
なんと!  
総額5万円!

1ヶ月ごとにお題を変えて川柳を募集しております。  
お題は、エンディングノートに記す項目です。

官製はがきに、①作品 ②作品に対するコメント(100文字以内)  
③ペンネーム(雅号) ④住所 ⑤氏名(本名) ⑥性別  
⑦電話番号を明記の上ご応募ください。メールでも応募可能!

【応募先】〒110-0012

東京都台東区竜泉3-39-5 スバル合同ビル  
すばる会計事務所 大西宛

- 2月 「お葬式」
- 3月 「納骨(墓)」
- 4月 「伝えたい想い(座右の銘)」

<p>肩もみに孫が集まる年金日 おみつ</p> <p>(お題) 自分史～70代・80代～</p>	<p>おかえりと犬だけ笑んで迎え出る 青空市場</p> <p>(お題) ペット</p>
<p>泣き声に振り回される祖母デビュー はる</p> <p>(お題) 自分史～50代・60代～</p>	<p>相続は介護用品だけだった ひつくり蛙</p> <p>(お題) 介護</p>
<p>妻元氣宇宙へ行くと鍛えてる 宗鉄</p> <p>(お題) 自分史～70代・80代～</p>	<p>財産を隠した地図が現当たらぬ いーなん</p> <p>(お題) 貯金・財産</p>
<p>定年後自治会長に大出世 三太郎</p> <p>(お題) 自分史～50代・60代～</p>	<p>たくさんのご応募お待ちしております! 詳しくは <a href="#">相続川柳</a> <a href="#">名古屋</a> <a href="#">検索</a></p>

# ファミリア通信

2014.2  
-2014.4  
vol.12

法律に関する話や専門家による暮らしに役立つ情報、ファミリアのイベント情報など、ファミリアグループのスタッフが時に真面目に、時に楽しく発信していきます。



丸の内事務所では、約90名が壁なしのワンフロアで仕事ができる様になりました。コミュニケーションも取りやすくなって、ますます活気に溢れています!!

司法書士による

なんでも

ゆっくり、じっくり、しっかり

完全予約制

# 無料相談会

開催します!



## エビコラ

行政書士って何をやる人?

ファミリアの広報担当をしているエビのコラム。

「行政書士」って、どんな仕事をしている人かご存知ですか?

TVドラマ「カバチタレ!」「特上カバチ!!」などを見て、なんとなくご存知の方もいらっしゃるかもしれません。

実際のところは、結構地味に(笑)、コツコツ色々なことをやっています。

行政書士は国家資格者です。士業といわれる弁護士、司法書士、税理士などの中でもとりわけ分けにくいのが行政書士...。ざっくり言うと、「役所に提出する書類の作成のプロフェッショナル」です。書類作成をする前提で法律相談をいたします。まさに街の法律家です。ファミリアでよくご相談いただくのは「農地転用(例:畑を駐車場にしたい)」や遺産分割協議書の作成、太陽光発電の補助金申請などです。

**役所には提出する許認可申請書類等の作成・提出手続の代行**  
市区町村役場はもちろん、警察署、入国管理局、社会保険庁、税務署、法務局などありとあらゆる行政機関に提出する書類を作成します。(例)農地転用の許可申請

**各種契約書等の権利義務に関する書類の作成**  
自分や周りの人たちの権利や義務に何らかの変化が生じる可能性のある文書を作成します。(例)話し合いのついた遺産分割協議書・交通事故の示談書・売買契約書など

**定款や議事録等の事実証明に関する書類の作成**  
そういう事実があったということを記載した書類を作成するように。と法律で定められている書類を作成します。(例)定款・株主総会議事録や取締役会議事録など

社内の様子はfacebookでのぞき見。  
[ファミリア名古屋 facebook](#) [検索](#)

## ファミリアグループ

司法書士法人ファミリア  
丸の内事務所

〒460-003  
名古屋市中区錦  
一丁目3番18号  
エターナル北山ビル7F

TEL.0120-138-793  
FAX.052-228-7531



最寄り駅

丸の内駅(6番出口) 桜通線・鶴舞線 徒歩3分  
伏見駅(10番出口) 東山線・鶴舞線 徒歩5分

[ファミリア 相続](#) [検索](#)

**ファミリア 司法書士法人 土地家屋調査士法人 行政書士法人**  
不動産登記や債務整理、相続手続き業務など各種法的手続きの代行サービスをワンストップで行っています。

名駅事務所 名古屋市中村区名駅四丁目6番23号 第三堀内ビル9F  
tel. 052-533-2807 fax. 052-533-2803 》名古屋駅ユニモール5番出口すぐ

丸の内事務所 名古屋市中区錦一丁目3番18号 エターナル北山ビル7F  
tel. 052-228-7533 fax. 052-228-7531 》丸の内駅6番出口3分

**ファミリアライフサポート株式会社**  
住宅ローンのアドバイスからコンサルティング、フラット35のご提案、また各種保険の取扱い窓口としてお客様に最適なプランをご提案しています。

SBIモーゲージ平針 名古屋市中村区平針四丁目205番地 サンメゾン平針1F  
tel. 052-838-8585 fax. 052-838-8504 》鶴舞線 平針駅5分

SBIモーゲージ金山 名古屋市中区新尾頭三丁目2番1号 損保ジャパン熱田ビル1F  
tel. 052-265-6021 fax. 052-265-6023 》金山駅南口6分

SBIモーゲージ大曾根 名古屋市中区大曾根四丁目17番23号 イトピア大曾根マンション2F  
tel. 052-910-1717 fax. 052-910-1722 》大曾根駅北口6分

地盤ネット名古屋丸の内店 名古屋市中区錦一丁目3番18号 エターナル北山ビル7F  
tel. 052-265-6107 fax. 052-265-6851 》丸の内駅6番出口3分

**ファミリアホームサービス株式会社**  
一戸建て、マンション、事務所や店舗など、住宅や土地の売買に関する仲介業を行っています。

ハウズドゥ! 津島店 津島市立込町二丁目96番地1  
tel. 0567-22-2015 fax. 0567-22-2018 》津島市役所 すぐそば

丸の内営業所 名古屋市中区錦一丁目3番18号 エターナル北山ビル7F  
tel. 052-684-5436 fax. 052-684-5439 》丸の内駅6番出口3分

- よくあるご相談
- 不動産の相続
- 不動産の売買・贈与
- 遺言書
- 借金・破産・過払
- 会社設立

誰も使っていない土地や家。処分したいと思っているけど面倒で放置したままです。

不動産を相続したいけど、何の活用もせずに税金だけ無駄に払い続けていませんか? まずは、不動産がいくらで売れるか査定することから始めてみましょう。

亡くなった父名義の不動産。名義変更をしないとイケないの?

不動産を売ったり貸したりする場合、あるいは建て替えのために不動産を担保に銀行からお金を借りる場合、必ず名義変更が必要になります。これをせず放っておくと、世代交代することによって相続人の数が3倍4倍に増え、遺産分割の話し合いがまとまらなくなります。今かかる手間と少しのお金を惜しむと将来膨大な手間と費用がかかるので、名義変更は速やかにしておきましょう。

亡き親の土地を兄弟で分けたい。

給料が減って、住宅ローンを払って行くのが苦しい。

財産は住んでいる家と少しの貯金。それでも、遺言書は書いておいた方がいいの?

裁判所でもめているのは遺産の額500万円以下が7割以上です。遺産は自宅不動産くらい、と裁判所の方がむしろもめているようです。しかし、遺言書があると他の相続人から印鑑をもらう必要がなくなり手続きがスムーズに進むため、書いておくことが「家族への優しさ」となるのです。

2/24(月) 25(火) 26(水) 3/16(日) 17(月) 18(火) 4/23(水) 24(木) 25(金)

会場 司法書士法人ファミリア<丸の内事務所> 地下鉄 丸の内駅・伏見駅すぐ  
名古屋市中区錦一丁目3番18号 エターナル北山ビル7F

<ご予約ダイヤル> いさんはなくさん  
**0120-138-793** 相談時間 9:00~18:00 <事前予約制>

相談枠が限られていますので、ご予約はお早め。まずはお電話で簡単な聞き取りをさせていただきます。お気軽にお問い合わせください。

ご予約いただいた方には、遺言書キットをプレゼントいたします。





# 不動産の名義変更。しないといけないのは？

case 1 **売却できない！**

Q 父も母も亡くなり、父名義の土地を売却しようと思っています。売却はできますか？

A できません。相続人の名義に変更してから、売却の手続きを行います。



### Point 1

まずは、土地の名義変更をしましょう。

### Point 2

売却以外にも、不動産を貸す場合、不動産を担保にして銀行からお金を借りる場合も名義変更をしなければなりません。

case 2 **相続人が認知症で協議できない！**

Q 祖父名義の土地がそのままになっています。祖父の子供は何人が亡くなっており、現在相続人が15人もいる事がわかりました。そのうち1人認知症の方がいます。

A このまま協議を進めることはできません。専門家に相談することをおすすめします。



### Point 1

名義変更を放っておくと相続人の数も2倍、3倍になり、高齢になるに従いスムーズに進みません。名義変更は速やかにいきましょう。

### Point 2

認知症の方がいる場合、更に手続きは複雑です。専門家に任せましょう。

# 相続の専門家って誰？



「相続の専門家にご相談を」このフレーズは色々な所で目にするかと思いますが、実際には誰にどの仕事を頼めば良いのでしょうか？

弁護士に頼めば全て可能ではありますが、報酬面などでそれぞれの士業に依頼する場合があります。一般的には次の通りです。

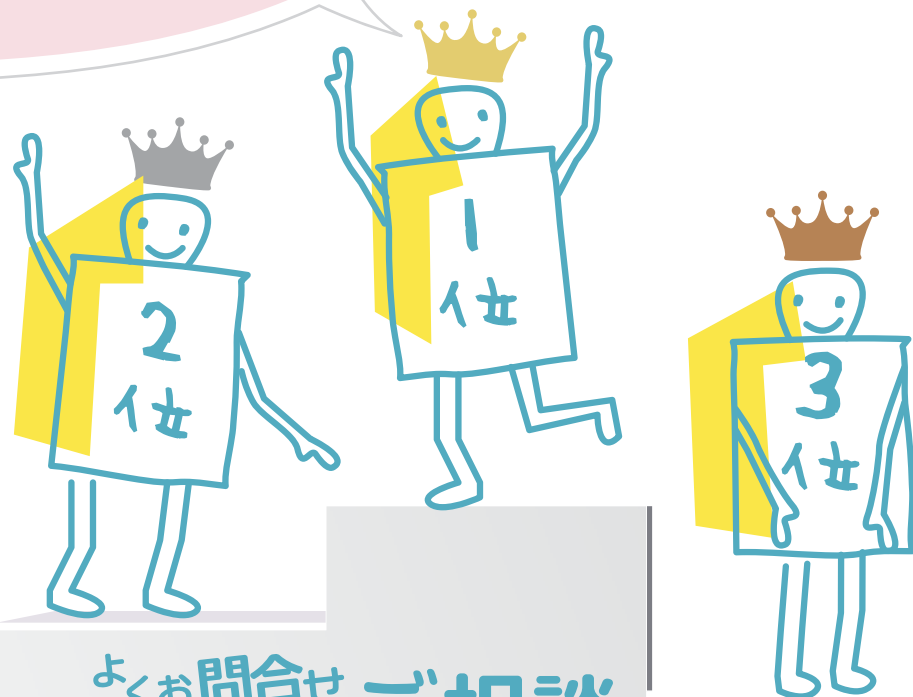
case 1 「遺産の分け方に納得がいけないので訴える！」  
**紛争** → **弁護士**

case 2 「話し合いは済んでいるので、土地の名義を変えて欲しい。」  
**不動産の名義変更** → **司法書士**

case 3 「遺産がウン億円あるので、相続税の相談をしたい。」  
**相続税の申告** → **税理士**

case 4 「亡くなった父が借金まみれなので相続放棄をしたい。」  
**相続放棄の申立て** → **司法書士**

色々複雑で誰に相談すれば良いかわからない。そんな時は一度ファミリアへご相談ください。



よくお問合せ  
いただく  
**ご相談**

**ファミリア**

相続編



# 遺言書って本当に必要？

case 1 **子供がいない夫婦**

住む家と生活費がなくなる可能性が！

### Point

配偶者の兄弟姉妹も相続人となるため揉める可能性大！長年連れ添った配偶者に全ての財産が残るように遺言書を作成しておきましょう。



case 2 **長男と二世帯同居**

兄弟でもめる可能性あり！？

### Point

不動産の相続の際に兄弟間で揉める可能性大！長男が不動産を相続できるように、遺言書を作成しておきましょう。



case 3 **家業を継ぐ者に不動産を相続させたい**

大切な家業を守って欲しい。

### Point

不動産の相続について揉めた場合、家業を継ぐことができなくなる可能性があります。家業を継ぐ者が不動産を相続できるように、遺言書を作成しておきましょう。



case 4 **再婚しており、先妻と後妻との間に子供がいる**

先妻の子と後妻・後妻の子との間で揉める可能性大！

### Point

遺産の分け方を決める話し合いをしなくて済むように、あらかじめ遺言書で誰に何をあげるか決めておきましょう。

case 5 **相続人に認知症(高齢者)がいる**

認知症の方がいる場合、話が前に進みません。

### Point

認知症の方は遺産の分け方を決める話し合いに参加できません。あらかじめ遺言書で誰に何をあげるか決めておきましょう。



case 6 **音信不通の人がいる。**

疎遠になってしまった子供にも、相続権はあります。

### Point

音信不通、行方不明、仲の悪い人がいる場合、遺産の分け方を決める話し合いに関与させないために、遺言書を作成しておきましょう。

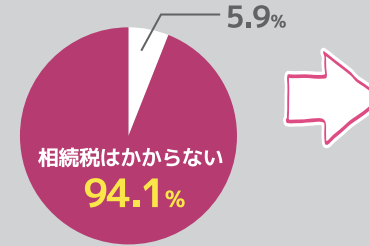


# 意外と知らない豆知識

**相続税がかかりますか？**

名古屋市の場合、約6%の人にしか関係がない。

**相続税が心配と思いきや、実はほとんどの人に関係がない。**



「相続」というと「相続税」を思い浮かべる方がほとんど。でも実は相続税がかかるのは相続全体のわずか6%の方だけ。つまり94%の方には関係なかったということです。「もしかしら...」思われる方は、心配するよりも専門家に聞いて、そもそも対策が必要かどうか確認しましょう！

※H27.1.1に相続税が改正されますので、ご注意ください。

(平成25年現在)